

8月は同和問題啓発強調月間です

佐賀県では、同和問題についての正しい理解と認識を深め、早期解決を図ることを目的に、毎年8月を「同和問題啓発強調月間」と定め、さまざまな啓発活動を実施しています。



同和問題とは

かつて日本の歴史の中で生み出された差別が、現代社会にいまだに残っているという問題です。特定の地域の出身であることや、そこに住んでいるということを経由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の中で差別を受けたりする日本固有の重大な人権問題です。

同和問題を解決することは、日本国憲法が保障する「基本的人権」の実現を目指すことになるのです。

佐賀県・小城市の取り組み

佐賀県では同和問題をはじめとする不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷などがインターネットの普及に伴い増加・悪質化している状況などを踏まえ、令和5年3月に「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」が制定され、令和6年3月には「佐賀県人権施策基本方針～人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり～」が策定されました。

小城市でも「思いやりの心を持ち、認め合い、笑顔が輝くまち」を目指し、県と同様に毎年8月を人権について市民の皆さんに考えていただく期間と位置づけ、下記の講演会や映画会など、どなたでも参加できる啓発活動を行っています。

未来に差別をつなげていかないために、県と市が一体となって行う8月の啓発活動を通じて、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題を「自分のこと」として一緒に考えてみませんか？

8月の啓発行事

参加費無料・事前申し込み不要です

人権・同和問題を考える講演会

手話通訳
要約筆記あり



松村智広さん

日時 8月1日(金)

14時～15時45分(開場 13時30分)

場所 ゆめぶらっと小城 2階 天山ホール

演題 へこたれへん ～人はきつとつながれる～
まつむら さとひろ

講師 松村智広さん(みえ人権教育・啓発研究会代表)

親を憎み、ふるさとを恨み、そして、自分自身をも否定して生きてきた。その苦しみや怒り、嘆きのなかでも「へこたれへん」だったから今がある。実体験でのエピソードをユーモラスに、わかりやすく、熱く語りかけます。

心にひびけ!! 映画会

8月30日
(土)

ゆめぶらっと小城

- ①10時～12時30分
- ②14時～16時30分

8月31日
(日)

牛津公民館

- ①10時～12時30分
- ②14時～16時30分



今年はディズニー映画
「ズートピア」を上映します!!

この映画のテーマは“多様性の理解と尊重”。

夢を信じて大都会にやってきたウサギの新米警察官ジュディと夢を忘れたキツネの詐欺師ニックが出会う。

誰の中にも存在する差別や偏見に気付き…どう乗り越えるか!?

この機会にぜひご鑑賞ください!!

地域で暮らす皆さんの頼れる「見守り役」「相談相手」

地域を支える

民生委員・児童委員

高齢者や障がい者、子育て中の人、介護をしている人などが悩みを抱えているときや災害時などに頼りになるのが身近な地域での支え合いです。少子高齢化や核家族化が進む中、地域での支え合いがますます大切になります。

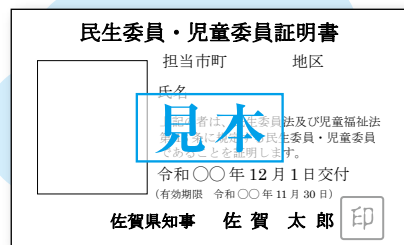
そこで、民生委員・児童委員および主任児童委員が「身近な相談相手」「見守り役」「専門機関へのつなぎ役」として、助けを必要としている住民の相談に乗るなど、誰もが安心して生活できるよう必要な支援につなげます。

民生委員・児童委員とは？

自治会など、地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員です。任期は3年間で、**無報酬のボランティア**として活動されています。

地域住民の見守りを行ったり、相談を受けたりするなど、生活や福祉全般の支援を行っています。

また、民生委員は児童委員を兼ねており、子どもとその家庭の見守りや支援などにも努めています。



安全で適切な活動のため
「民生委員・児童委員証明書」
を携帯しています。



令和7年は
3年に一度の改選の年です
令和7年11月30日をもって
現在の民生委員・児童委員の
任期（3年間）が満了し、12
月1日付で一斉改選が行われ
ます。

民生委員・児童委員は、こんな活動をしています

住民の
相談・支援活動

- ◆地域住民が抱える悩み事や心配事の相談に乗り、必要に応じて関係機関へつなぐとともに、福祉サービスなどの情報を提供。
- ◆高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動。

関係機関・団体
との連携

- ◆災害時には、避難支援者に連絡を取り、避難行動要支援者の支援を依頼。

地域福祉活動

- ◆子どもの登下校時の見守りや声かけ。
- ◆地域行事や学校行事などに参加し、地域住民と交流。



民生委員・児童委員に気軽にご相談ください

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容が他人に漏れることはありません。日常生活に関することなどでご相談があれば、気軽にお尋ねください。

問 健康福祉課 ☎37・6106



お盆期間の「ごみ収集・し尿汲み取り」のお知らせ

問 廃棄物中継センター ☎37・6145 / 環境課 ☎37・6102

区分	収集地区・場所など		8月												
			6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
			水	木	金	土	日	月・祝	火	水	木	金	土	日	
燃えるごみ 収集	月・木曜日地区			○					○			○			
	火・金曜日地区				○					○			○		
	水曜日地区		○								○				
資源物収集	市内全域		紙類・ 硬プラ								容器包装 プラ				
ごみ・資源物の 直接持込	市内 全域	廃棄物中継センター ☎37・6145	○ 8:30～16:00			○ 8:30～ 12:00	休 み	○ 8:30～16:00					○ 8:30～ 12:00	休 み	
資源物の 直接持込	北部資源物回収所 (小城消防署北分署 南側敷地内)		休 み	○ 9:00～16:00		休 み	○ 9:00 ～ 12:00	休 み	○ 9:00 ～ 16:00	休 み				○ 9:00 ～ 12:00	
	南部資源物回収所 (牛津公民館北)														
し尿 汲み取り	【小城町、三日月町の一部】 (有)小城新生興業社 (☎72・3091)		○	○	○	休 み			○	休 み	休 み				
	【牛津町、芦刈町】 (有)天山環境開発工業 (☎66・1356)									○					
	【三日月町の一部】 ヤマトカンキョウ(株) (☎62・0059)									○					

※し尿汲み取りは、お住まいの地区の許可業者に直接お申し込みください。 ○…収集有り、持込可 / 休み・空欄…収集無し、持込不可

家屋の取り壊しをされた場合はご連絡ください

問 税務課 ☎37・6103

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に対して課税されます。

登記されている建物を取り壊し（と壊解家）した場合は、法務局に建物滅失登記の申請を行ってください。

建物滅失登記をされない場合や未登記の家屋を解家した場合、税務課資産税係に取り壊し（と壊解家）の届出をお願いします。届出がない場合は、引き続き所有しているものと

リチウムイオン電池などの小型充電式電池の処分にご注意ください

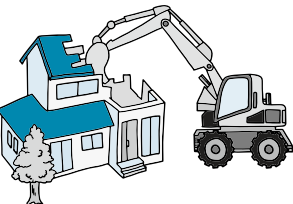
問 環境課 ☎37・6102

小型充電式電池とは、小型で繰り返し使える電池のことを指し、二次電池ともいわれています。モバイルバッテリーやスマートフォンの電池など多くの製品で使用されています。

小型充電式電池の処分の際に、燃えるごみで出してしまうと、収集時や破碎処理時の衝撃により発熱・発火し、ごみ収集車や処理施設内での火災につながります。近年そのような火災が全国で多く発生

「家屋解家届出書」は、市ホームページからダウンロードできます。

詳細はこちら



していただきますので、絶対に入れないでください。

小型充電式電池の処分については、市役所や公民館に設置している回収ボックスもしくは資源物回収所へお持ち込みください。



ご自宅へマイナンバーカードの出張申請に伺います！

問申 市民課 ☎37・6100

ご自宅まで担当者が出張し、マイナンバーカード申請を受付けます。カード申請用の顔写真撮影も無料で行います。必要な本人確認書類が揃えばマイナンバーカードを自宅で受け取ることができます。ぜひご利用ください。(簡易書留・転送不可郵便)

利用できる人

- ・65歳以上の人

- ・病気や障がいなどの理由により、外出することが困難な人

※15歳未満の人または成年被後見人には、法定代理人(親権者・成年後見人)が必ず同席してください。

※介護が必要な人には、介助者の同席をお願いします。

利用方法(1日2組限定)

実施希望日の2週間前までに市民課へ電話予約をしてください。

・訪問日

火曜日・水曜日・木曜日
(祝日、年末年始を除く)

・訪問時間

(①か②より時刻を指定)

① 9時30分～11時

② 14時30分～15時30分

※他の予約状況によりご希望に沿えない場合があります。

本人確認書類について

【A】官公署発行の顔写真付き

本人確認書類

運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など

【B】氏名・住所または「氏名・生年月日」が記載された本人

確認書類

健康保険証、資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、保護証明書、学生証など

カードの自宅受け取りが可能となる本人確認書類の組み合わせ

通知カードまたは個人番号通知書をお持ちの場合

【A】1点または【B】2点

(通知カードは回収します)

通知カードまたは個人番号通知書をお持ちでない場合

【A】2点または【A】と【B】を各1点

※右記以外の本人確認書類の組み合わせの場合は、市民課窓口でのカード受け取りとなります。

詳細はこちら



令和7年度 県営住宅入居予備者を募集します

問 定住推進課 ☎37・6150

入居予備者募集団地

小城団地

「通称ホテル団地」

(小城町3LDK・2LDK)

※県営住宅条例に定める入居資格が必要です。

資料および申請書配布期間

9月1日(月)～10日(水)

(9月6日(土)を除く)

資料および申請書配布場所

- ・株式会社マベック

佐賀管理室

※市でも若干部数準備しています。

- ・定住推進課

(平日のみ)

- ・市民課各出張所窓口

(平日のみ)

受付期間

9月4日(木)～10日(水)

9時～18時

(9月6日(土)を除く)



受付場所・問い合わせ先

佐賀市八丁畷町8番1号

(佐賀総合庁舎別館)

佐賀県営住宅指定管理者

株式会社マベック

佐賀管理室

(時間 9時～18時)

☎20・2500

入居予備者登録有効期限

次回の募集に伴う受付開始日の前日

◀県営小城団地(小城町)



定額減税不足額給付金のご案内

問申 健康福祉課 ☎37・6106

国の重点支援交付金事業として令和6年度に所得税、個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる人を対象に調整給付金を支給しましたが、本来給付すべき額との差額等を不足額給付金として支給します。

対象者

- ・定額減税をしきれず不足額が生じた人（不足額給付Ⅰ）
- ・定額減税や低所得世帯向け給付などのいずれも対象とならなかった人（不足額給付Ⅱ）

給付額 給付金の額は個人ごとに異なります。

手続方法 対象者には順次書類を送付していますので、必要事項を記入いただき、本人確認書類を同封の上、返信用封筒にて返送してください。また、オンライン申請も受け付けます。

支給時期 必要事項が記入された書類が届き次第、随時支給します。

申請期限 10月31日（金）（必着）

給付金をかたった詐欺に注意！

給付金をかたった不審な電話や郵便物やメールなどを受け取った場合は、お近くの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。

お知らせ

65歳以上の皆さんへ 令和7年度の介護保険料が決まります

問申 佐賀中部広域連合 業務課 ☎40・1135 / 高齢障がい支援課 ☎37・6108

65歳以上の人の令和7年度の介護保険料は、すでに4月から仮徴収をしています。令和7年度の介護保険料は、6月に確定した住民税の課税状況などをもとに決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬頃に送付します。

替または納付書で納付していたできます。4月から7月は仮に算定された保険料額の徴収となりますので、今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。納付には便利な口座振替をぜひご利用ください。

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金から天引きされます。

低所得者の人に対する介護保険料の減免について
7月下旬から申請の受付をします。

4月、6月、8月の年金から天引きされる保険料額は仮徴収額です。今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きします。

対象となる人（次の全てに該当される人）

- ・令和7年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階の人
- ・令和6年中の収入金額が100万円以下の人（世帯員が一人増えることに50万円加算）

なお、新たに65歳になられた人、佐賀中部広域外から転入された人などは、約6カ月後から年金天引き開始となります。

普通徴収（口座振替・納付書）

特別徴収以外の人は、口座振替

（預貯金には、国債・生命保険の返戻金なども含む）

・居住用以外の不動産を活用しても生活が困窮の人

申請に必要な書類

- ・令和7年度納入通知書（7月下旬頃送付）
- ・令和6年中の収入が分かる書類（確定申告書・市（町）県民税申告書・年金・給与の源泉徴収票など）
- ・健康保険証
- ・預金通帳、固定資産税課税明細書など

減免額

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。ただし、8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額します。

災害、失業、長期入院など特別な事情により介護保険料の納付が困難となられた人への減免は、佐賀中部広域連合業務課（☎40・1135）で随時ご相談を受け付けています。

ひとり親家庭への手当や医療費の補助を行っています

問申 こども家庭課 ☎37・6107

児童扶養手当

18歳に達してから最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがある人は20歳未満）がいる対象者に支給される手当です。

対象者

次のいずれかの状態にある児童を扶養している父、母または養育者

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡、または生死不明である児童
- 父または母が重度の障がいがある児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- 婚姻によらないで生まれた児童

支給制限

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- 請求者と同居家族の前年所得が一定額以上あるとき
- 請求者と児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられるとき
- 児童が父または母に支給される公的年金の額の加算対象となっていないとき

※年金額が児童扶養手当より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

ひとり親家庭等医療費助成事業

自己負担する医療費から、月額500円/人を控除した額を市が助成します。

※支払った日（領収日）から1年を過ぎると請求できません。

対象者

次のいずれかに該当する人
（所得が一定の基準を超えない世帯）

- 母子家庭の母とその養育する児童
- 父子家庭の父とその養育する児童
- 父母のいない児童

※児童…18歳に達してから最初の3月31日までの間にある人

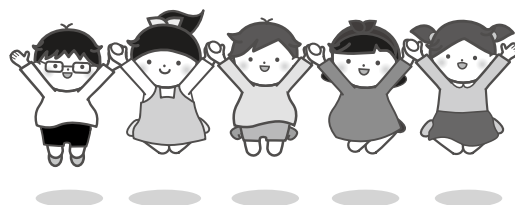
※母子家庭の母、父子家庭の父…20歳未満の児童を養育している人

医療機関で
支払った医療費

自己負担金500円



残りの金額を
市が助成します



「児童扶養手当の現況届」「ひとり親家庭等医療費受給資格更新手続き」が始まります

対象者には個別に通知します

提出がない場合、11月以降の児童扶養手当は差し止めになり、医療費助成は9月診療分以降の助成ができなくなります。届出・申請に必要な書類を確認し、必ず期間内に提出してください。

受付場所 こども家庭課（西館1階）
受付期間 8月1日（金）～29日（金）
受付時間 平日8時30分～17時15分
〈夜間受付〉 8月28日（木）は20時まで
〈休日受付〉 8月24日（日）は9時から12時まで

7月
スタート

新生児聴覚検査費用の 一部助成を始めます

問申 こども家庭課 ☎37・6107

難聴の早期発見により、適切な治療や支援につなげることを目的に、おおむね生後3日以内に実施する、新生児聴覚検査の費用の一部を助成しますので、ぜひ検査を受けましょう。

対象者 令和7年4月1日以降に生まれた新生児の保護者

助成額 3,000円

7月
スタート

妊婦歯科健診が無料で 1回受診できます

問 こども家庭課 ☎37・6107



妊娠中に歯周病が重症化すると、早産や低体重児出産のリスクが高くなります。安心して出産の日を迎えるために出産前に歯科健診を受けましょう。

対象者 令和7年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた人

無料券の配布方法 妊娠届出時に無料券を発行します。妊娠届時に発行できなかった人には郵送します。

受診方法 指定歯科医院での個別健診

対象の検査 初回の検査（ただし保険適用や再検査は除外）

助成方法 医療機関で支払った領収書などを持参し、申請してください。後日指定の口座へ助成金を振り込みます。

※詳細は、市ホームページまたは対象者に配布するチラシでご確認ください。

障がいがある人のための手当をご存じですか

問申 高齢障がい支援課 ☎37・6108

特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする障がい者本人に支給されます。

手当額

月額 29,590円
(2、5、8、11月の年4回に分けて支給)

支給制限

世帯の所得が一定額以上ある場合や、施設に入所している場合、または病院（診療所）に継続して3カ月以上入院した場合は支給されません。

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする障がい児本人に支給されます。

手当額

月額 16,100円
(2、5、8、11月の年4回に分けて支給)

支給制限

世帯の所得が一定額以上ある場合や、障がい児本人が公的年金を受けられる場合、または施設に入所している場合は支給されません。

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体や精神に中度以上の障がいがある児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

障がい状況に応じて1級、2級に認定されます。支給資格が認定されると、申請月の翌月から手当が支給されます。

手当額（児童1人につき）

・1級 月額 56,800円
・2級 月額 37,830円
(4、8、11月の年3回に分けて支給)

支給制限

受給者の所得が一定額以上ある場合や、障がい児本人が公的年金を受けられる場合、または児童福祉施設（保育所、通園施設を除く）に入所している場合は支給されません。

所得状況届の提出を忘れずに！

現在、特別障害者手当、障害児福祉手当や特別児童扶養手当を受給されている人は、**8月に所得状況届**を提出する必要があります（前年に引き続き所得制限限度額により支給停止となる人は、届け出の必要はありません）。対象者には、お知らせを送付します。

※届け出がない場合、8月分以降の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

「早寝・早起き・朝ごはん」ポスターコンクール作品募集

問 生涯学習課（ドゥイング三日月内） ☎72・1616

募集期限

9月12日(金)

・呼びかけの言葉やキャッチフレーズを入れること
・八つ切りの画用紙（縦横自由）、画材は自由

規格

・市内在住の小・中学生で、一人1点の応募とします。

対象者

「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを表現したポスター



募集内容

「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを表現したポスター

応募先

※市外の学校に通学している人は生涯学習課へ提出

賞・表彰

入選作品は10点で、11月に入選者に通知します。

小城市教育委員会教育長「子ども表彰」（12月開催）において表彰し、賞状と副賞を贈ります。

入選作品はポスターにし、公共施設に掲示します。

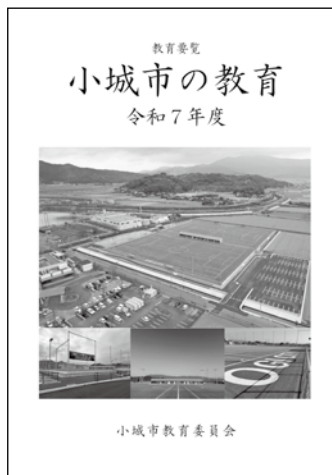
詳細はこちら



教育要覧「小城市の教育」を作成しました

問 教育総務課 ☎37・6130

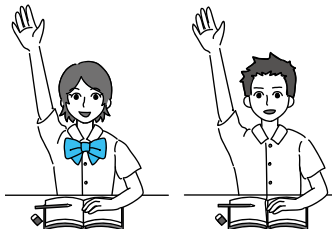
教育委員会における前年度の事業実績および今年度の事業について、5つの基本方針に分けて概要を収録した令和7年度の教育要覧「小城市の教育」を作成しました。



市ホームページに掲載していますので、小城市の教育行政をご理解いただくための資料として、ご活用ください。

市ホームページに掲載していますので、小城市の教育行政をご理解いただくための資料として、ご活用ください。

詳細はこちら



有意義な夏休みを過ごしましょう

問 青少年育成市民会議事務局（生涯学習課内） ☎72・1616

夏休み期間は、気持ちのゆるみから不規則な生活になりがちです。

子どもが楽しく規則正しい生活を送れるよう、家族みんなで次のことを心がけましょう。

早寝・早起き・朝ごはん・毎日のあいさつなどの基礎的な生活習慣を身につけましょう

・食生活のリズムをしっかり保ちましょう。

・「おはよう」「いってきます」「いただきます」などのあいさつや「ありがとう」の感謝の気持ちを大切にしましょう。

読書やスポーツに取り組みましょう

・図書館や体育館施設を利用し、読書やスポーツを行いましょう。

野外に出かけ自然と親しみましょう

・八丁グリーンパークや干潟体験施設などを利用し、自然と親しみ、楽しい思い出をつくりましょう。

※場所などの詳細は市ホームページをご覧ください。

家族で過ごす時間をつくりましょう

第3日曜日は「家庭の日」です。親子で楽しく過ごしましょう。

携帯電話やインターネットを利用する際は、ルールを決めましょう

・家族みんなで話し合って「わが家のスマホルール」を作成しましょう。

・スマートフォンを介したトラブルや事件にまきこまれないう、家庭や地域で大人が見守り、困ったときに子どもが相談しやすい関係をつくりましょう。

また、夏休みを迎えることで好奇心や解放感などが高まります。飲酒・喫煙・薬物乱用や深夜徘徊などにつながる付き合いや、夜間に子ども一人で公園やコンビニなどへの外出をしないように見守りましょう。



「本人通知制度」を利用しませんか

問 市民課 ☎37・6100

「本人通知制度」とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などを、本人の代理人や第三者に交付したときに、本人に対して交付の事実を通知する制度です。

この制度は、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。

通知を希望される人は、事前の登録申し込みが必要です。

登録できる人

市に住民登録または本籍がある人

(除籍された人など、小城市の戸籍に記載されている人を含みます)

※同一世帯、同一戸籍であっても個人単位の申し込みとなります。

通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し (除票を含む)
- ・住民票記載事項証明書 (除票を含む)
- ・戸籍
- ・戸籍の附票 (除籍・改製原戸籍を含む)

(除附票・改製原附票を含む)

通知する内容

- ・証明書を交付した年月日
- ・証明書の種別・枚数
- ・交付請求者 (代理人・第三者) の区別

※交付請求した代理人および第三者の氏名・住所は通知できません。

受付場所

- ・市民課
- ・市民課各出張所

登録に必要なもの

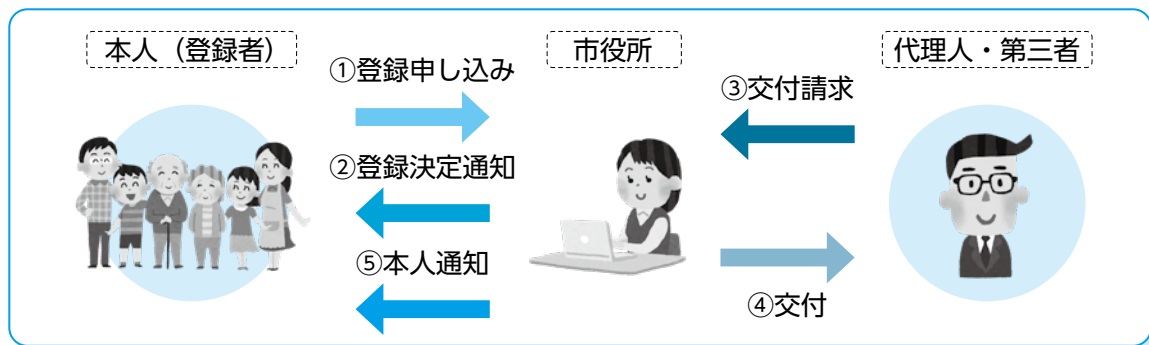
- ・事前登録申込書
- ・市民課・市民課各出張所で配付しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。



本人確認書類

- 窓口に来る人のマイナンバーカード (個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳、年金証書など
- ・委任状 (代理人の場合のみ)
- 未成年者は、親権者が申し

込むことができますが、関係の分かる戸籍が必要です。(本籍が小城市の場合、省略可)



下水道・浄化槽に関する個別相談会を開催します

問 申 下水道課 ☎37・6122

個別相談会 (予約優先)

下水道への接続 (排水設備) や、浄化槽の設置・帰属に関する疑問や悩みなどにお答えする個別相談会を開催します。

日時 8月23日(土)、24日(日)

9時～12時

※相談された人には、粗品を進呈します。

場所 ゆめぱらっと小城市

1階 ギャラリー

・下水道に接続したいけど、どうすればいいかわからない

・住んでいる場所が市営浄化槽区域か下水道区域か知りたい

・市営浄化槽を設置する際の手続きについて知りたい

・浄化槽を帰属 (市に寄附) する際の手続きについて知りたい など

下水道や浄化槽について少しでも疑問に思うことがありましたら気軽にご参加ください。

予約される場合は、下水道課まで電話でご連絡ください。

パネル展示

個別相談会に併せて、下水道や浄化槽の役割や仕組み、各市町のマンホールの紹介パネルを展示します。

日時 8月23日(土)～31日(日)

8時30分～22時

場所 ゆめぱらっと小城市

1階 ギャラリー

第38回 小城市芦刈ムツゴロウロードレース大会の参加者を募集します

問申 小城市芦刈ムツゴロウロードレース大会実行委員会事務局（芦刈公民館内） ☎37・6140

区分	種目	スタート	対象者
1	駅伝 (2km×5区間)	10:00	小学生・一般女子・ 一般(男女混成可)
2	10kmコース	11:10	一般男子 (高校生以上)
3			一般女子 (高校生以上)
4	2kmコース	11:15	小学生男子 (小学4～6年生)
5			小学生女子 (小学4～6年生)
6	3kmコース	11:20	中学生男子 (中学1～3年生)
7			一般女子 (中学生以上)
8	5kmコース	11:20	一般男子 (中学生以上)
9			壮年男子 (40歳以上)
10	2km ジョギング	12:15	年齢制限なし (先着500人)

多くの皆さんの参加をお待ち
しています。

期日 10月26日(日) 雨天決行
※雷や警報発令時などは、中止
する場合があります。

場所 ムツゴロウ公園
(芦刈海岸周辺)

参加料
【駅伝】 3,000円/チーム
【ロードレース】
・小学生、中学生、
ジョギング 700円
※就学前の幼児は無料です。
・高校生 1,500円
・一般 2,500円

※納入された参加料はお返しで
きません。

申込方法
参加申込書に必要事項を記入
の上、郵便局で参加料を入金し
ていただくか、参加申込書に参
加料を添えて芦刈公民館へ持参
してください。

申込期限

・ロードレース・駅伝
いずれの競技も9月12日(金)
※郵便は当日消印有効
※駅伝は先着50チーム

友好姉妹都市連携事業
平和祈念特別パネル展を開催します

問 企画政策課 ☎37・6115

戦後80年目を迎える今年も、
友好姉妹都市・鹿児島県南九
州市にある知覧特攻平和会館
が所蔵する貴重な資料をお借
りして、平和祈念特別パネル
展を開催します。

平成4年に小城市と知覧町
が「姉」のご縁から交流をは
じめ、今年で33年を迎えます。
(平成20年に小城市と南九州
市は友好姉妹都市提携を結ん

で17年になります)
多くの特攻隊員のご遺徳を
偲び、恒久の平和を祈念した
と思います。

この機会にぜひご覧ください。

日時 8月8日(金)～18日(月)
8時30分～22時

場所 ゆめぷらっと小城市
1階 ギャラリー

くう そう かん
空・創・感 -現代を描く郷土の表現者たち-
8thを開催します

問申 文化課(桜城館 2階) ☎71・1132

小城市にゆかりがあり、
アート活動をされている皆さ
んの作品を紹介する「空・創・
感」を開催します。そのなか
で、夏休み特別企画として参
加型ワークショップを開催し
ます。子どもが楽しめる体験
プログラムです。

期間
7月20日(日)～8月31日(日)
9時～17時
※月曜日、8月12日(火)は休館

場所
歴史資料館 企画展示室・
ガラスの壁ギャラリー
(桜城館 2階)

入場料 無料

ワークショップ
日時
・水鉄砲で遊ぼう
8月10日(日) 10時～12時
・肥前狛犬と遊ぼう
8月23日(土) 10時～12時

場所 歴史資料館 研修室
(桜城館 2階)

対象者 小学生

定員 各10人

申込方法 電話にてお申し込
みください。

住民基本台帳の写しの閲覧状況の公表

市民課 ☎37・6100

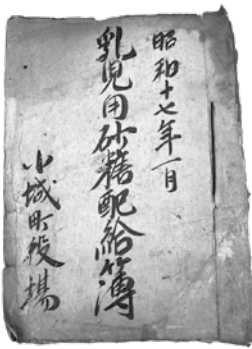
住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定により、令和6年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

◆住民基本台帳法第11条の2第12項の規定に基づく公表（個人や法人の申出によるもの）

申出者の氏名 (法人の場合はその名称および 代表者または管理人の氏名)	請求事由の概要	閲覧の 年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦	NHKによる「2024年全国放送サービス接触 動向調査（テレビ・ラジオなどがどのように 見聞きされているかをおたずねする調査）」	令和6年 5月21日	小城町岩蔵の7歳以上の 日本人男女15人
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦	内閣府大臣官房政府広報室による 「社会意識に関する世論調査」	令和6年 7月25日	小城町の満18歳以上の 日本人男女13人
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	日本銀行情報サービス局による「生活意識に 関するアンケート調査(第100回)」	令和6年 8月22日	小城町畑田、小城町晴気の 20歳以上の男女15人
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦	内閣府大臣官房政府広報室による 「基本的法制度に関する世論調査」	令和6年 9月18日	小城町畑田の満18歳以上の 日本人男女13人
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦	農林水産省消費・安全局による 「令和6年度 食育に関する意識調査」	令和6年 10月9日	小城町晴気の満20歳以上の 日本人男女22人
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦	日本宝くじ協会による 「宝くじに関する世論調査」	令和7年 1月30日	小城町松尾の満18歳以上の 日本人男女23人
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	日本銀行情報サービス局による「生活意識に 関するアンケート調査(第102回)」	令和7年 2月17日	三日月町樋口の20歳以上の 男女15人

小城市立歴史資料館テーマ展
「小城の戦時資料」を開催中です

文化課（桜城館 2階） ☎71・1132



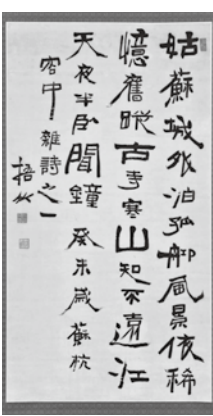
▲乳児用砂糖配給簿
(昭和17年)

今年は戦後80年を迎えます。館蔵の戦時資料を紹介し、戦争の悲惨さや、戦時下の人々の暮らしを紹介します。

期間 8月31日(日)
9時～17時
※月曜日、8月12日
(火)は休館
場所 歴史資料館
常設展示室
入場料 無料
(桜城館 2階)

令和7年度収藏品展「吾が書は
是我書なり」を開催中です

文化課（桜城館 2階） ☎71・1132



▲「姑蘇城外泊孤」
57歳

梧竹の自作詩を「書に対する思い」「旅情」「故郷への思い」「別離」「心境」に分けて展示しています。自作詩に込められた梧竹の思いをぜひご鑑賞ください。

期間 8月31日(日)
9時～17時
※月曜日、8月12日
(火)は休館
場所 中林梧竹記念館
(桜城館 2階)
入場料 200円
(大学生以下 無料)

入札結果を公表します

問 財政課 ☎37・6117

(6月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位:円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
令和7年度 市道鷺ノ原寺浦線配水管 布設替工事	(株)田中丸設備、(株)中部ガス (株)鮎川電工、(株)久保建設 水田建設(株)	(株)久保建設	13,640,000 (1,240,000)	13,937,000 (1,267,000)	97.87	財政課 ☎37・6117
令和6年度(繰越) 小城公共下水道事業 西小路・畑田第1号管渠布設工事	(株)政工務店、西岡建設(株)、(株)大義建設 (株)下村建設、(株)城南建設、(株)エグチ・ビルド (株)久保建設、岡本建設(株)、(株)中島工務店	(株)大義建設	57,805,000 (5,255,000)	58,432,000 (5,312,000)	98.93	
令和7年度 小城公共下水道事業 小城舗装復旧第1号工事	(株)政工務店、(株)城南建設 岡本建設(株)、(株)中島工務店	(株)中島工務店	13,530,000 (1,230,000)	13,739,000 (1,249,000)	98.48	
令和7年度 牛津公共下水道事業 牛津舗装復旧第1号工事		(株)政工務店	17,105,000 (1,555,000)	17,402,000 (1,582,000)	98.29	
令和7年度 芦刈特定環境保全公共下水道事業 芦刈舗装復旧第1号工事		岡本建設(株)	11,000,000 (1,000,000)	11,187,000 (1,017,000)	98.33	
令和7年度 芦刈特定環境保全公共下水道事業 芦刈舗装復旧第2号工事		(株)城南建設	13,310,000 (1,210,000)	13,552,000 (1,232,000)	98.21	
令和7年度 寒気本山線配水管布設替工 事(その2)設計業務委託	(株)シード、九州技術開発(株) (株)親和コンサルタント、(株)九州構造設計 新栄地研(株)、九州水工設計(株) 西日本総合コンサルタント(株)	(株)九州 構造設計	9,178,000 (834,363)	11,473,000 (1,043,000)	80.00	
令和7年度 廃棄物中継施設整備に伴う 実施設計業務	(株)三原建築設計事務所、(株)坂本設計事務所 (株)枝吉春喜建築設計事務所 (株)渋谷建築設計事務所 佐賀県建築士事務所協同組合 平野建築設計事務所、(株)原田設計 (株)石橋建築事務所	(株)坂本設計 事務所	38,500,000 (3,500,000)	43,238,800 (3,930,800)	89.04	



入札結果は、市ホームページでも公表しています。



災害への備え!!

市では災害時において、防災行政無線のほかに下記の方法で
情報配信を行っています。市民の皆さんの登録をお願いします。

メール・電話・FAXを使った災害情報配信サービスを行っています。

気象警報や避難情報などの「災害情報」の提供を行います。
詳細は、防災対策課（☎37・6119）までお問い合わせください。

メールのみの場合は、下記のアドレスに空メールを送って登録できます。

✉ bousai.ogi-city@raiden2.ktaiwork.jp こちらからも登録できます▶

利用するには
登録が必要です

小城市防災行政無線が聞こえなかったら・・・

防災行政無線の放送が聞こえなかった場合、放送から
3時間以内であれば電話で聞き直すことができます。

☎73・9238



市LINE公式アカウントで、防災行政無線の放送内容を確認できます。

※友だち追加後にメニューの「受信設定」から「防災行政無線」を選択してください。

全国消防
イメージ
キャラクター
「消太」